

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十九号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百十の項中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改め、同表二百十一の項中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同表二百十二の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改め、同表二百十三の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者」に改める。

## 附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。